

スポーツ・健康まちづくり推進部会の設置について（案）

令和 4 年 ● 月 ● 日
スポーツ推進会議決定

1. 目的

「スポーツ推進会議の設置について」（平成 24 年 3 月 26 日関係省庁申合せ）第 2 条第 4 項の規定に基づき、関係府省等が、スポーツ・健康まちづくりに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を目的とする「スポーツ・健康まちづくり推進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

2. 組織

（1）部会は、次に掲げる者をもって構成する。

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局参事官
総務省自治行政局地域自立応援課長
外務省大臣官房人物交流室長
スポーツ庁審議官
スポーツ庁政策課長
スポーツ庁健康スポーツ課長
スポーツ庁地域スポーツ課長
スポーツ庁競技スポーツ課長
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）
スポーツ庁参事官（国際担当）
厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省商務・サービスグループサービス政策課長
国土交通省都市局まちづくり推進課長
観光庁観光地域振興部観光資源課長
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室長
環境省自然環境局国立公園課長

（2）部会に議長を置く。議長はスポーツ庁審議官をもって充てる。

（3）部会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 庶務

部会の庶務は、スポーツ庁参事官（地域振興担当）において処理する。

4. 雑則

前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会において定める。